

証券コード 8276  
2024年4月24日  
(電子提供措置の開始日2024年4月18日)

株主各位

滋賀県彦根市西今町1番地

株式会社

**平和堂**

代表取締役社長執行役員CEO 平松正嗣

## 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

この度の令和6年能登半島地震により被害に遭われた皆さまに心よりお見舞い申しあげますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.heiwado.jp/ir/meeting>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」を選択のうえ、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、4頁から5頁に記載の「議決権行使の方法等についてのご案内」をご確認のうえ、2024年5月15日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますよう、お願い申しあげます。

※株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年5月16日（木曜日）午前10時
2. 場 所 滋賀県彦根市西今町1番地  
株式会社平和堂 本部3階HATOCホール

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第67期（2023年2月21日から2024年2月20日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（2023年2月21日から2024年2月20日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役以外の取締役に対する株式報酬の付与のための報酬決定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - ① 連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  - ② 計算書類のうち「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- (2) 議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

- ~~~~~
- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
3. 会場での配慮が必要な方は、準備の都合上、2024年5月8日（水曜日）までに後記の「株主総会会場ご案内略図」のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### 【事前質問の受付につきまして】

本招集ご通知記載の議案、事業報告、連結計算書類および計算書類（当社ウェブサイト上に掲載しているものを含みます。）に関するご質問がございましたら、当社ウェブサイト「お客様の声」に質問事項をご入力ください。本株主総会終了後メールにてご回答させていただきます。

なお、株主様の関心が高いと思われる事項につきましては、本株主総会にてご報告させていただきます。

（ご質問の受付期間は2024年5月13日（月）までとさせていただきます。）

ご入力方法：

[当社ウェブサイト：お問い合わせ（画面右上のアイコン）⇒メールにて「お問い合わせフォーム」⇒個人情報の取扱いについて（ご同意が必要）⇒お客様の声]

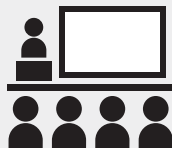
※ご意見・ご要望欄に質問事項をご記入のうえ、株主様のお名前、ご住所、メールアドレスをご入力いただきますようお願い申し上げます。

# 議決権行使の方法等についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 議決権の行使方法について

### 株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2024年5月16日（木曜日）午前10時

### 書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2024年5月15日（水曜日）午後6時到着

### インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年5月15日（水曜日）午後6時まで

詳細は、次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

## 2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### ※ 機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

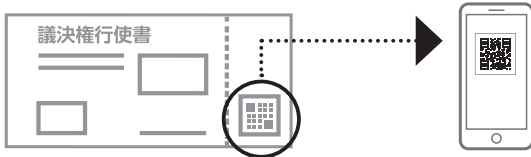
# インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2024年5月15日（水曜日）午後6時まで

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

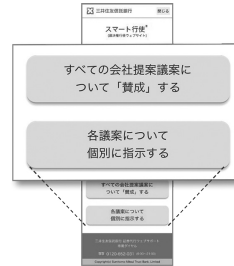
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権行使した後に行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、下記の「議決権行使コード・パスワード」を入力する方法より行使をお願いいたします。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

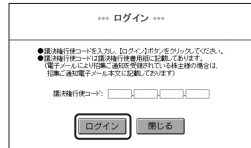
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

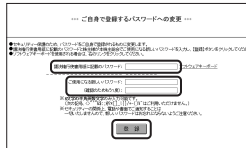
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力ください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者等への接続料金等は、株皆様のご負担となります。インターネットにより複数回重複して議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望される場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル | 【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社をとりまく経営環境は依然厳しい状況ではありますが、当社は企業体質の強化のため内部留保に意を用い、株主の皆さまのご期待にお応えしてまいるとともに、当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき普通配当23円（中間配当19円を含め年間配当42円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、1,206,307,036円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年5月17日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	2,500,000,000円
-------	----------------

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	2,500,000,000円
---------	----------------

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 各種事業の業容の拡大により、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社の現状に即し整理するため、第3章株主総会 および 第4章取締役および取締役会の条項に一部変更を加えるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分が変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (6) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) ~ (16) (条文省略)</p> <p>(17) 一般乗用旅客自動車運送事業、貨物運送事業、宅配業、倉庫業および自動車・自転車等の賃貸・売買ならびに自動車整備業</p> <p>(18) ~ (28) (条文省略)</p> <p>第3条~第14条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (6) (現行どおり)</p> <p>(7) <u>水産養殖業</u></p> <p>(8) ~ (17) (現行どおり)</p> <p>(18) 一般乗用旅客自動車運送事業、貨物運送事業、<u>第一種貨物利用運送事業</u>、宅配業、倉庫業および自動車・自転車等の賃貸・売買ならびに自動車整備業</p> <p>(19) ~ (29) (現行どおり)</p> <p>第3条~第14条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会長または社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役会長および社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第16条～第23条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第24条 <u>取締役社長は、会社を代表する。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、取締役会の決議により、前条2項の役付取締役のなかから、会社を代表する取締役を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、<u>取締役会長または社長がこれ</u>を招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役会長および社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第26条～第37条 (条文省略)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役会長および取締役社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第16条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議により、<u>取締役の中から代表取締役を選定する。</u> (削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議をもって定めた取締役がこれ</u>を招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>前項に従い定めた取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第26条～第37条 (現行どおり)</p>



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	候補者属性	取締役会出席状況
1	ひらまつまさし 平松正嗣	代表取締役社長執行役員 CEO	<input type="checkbox"/> 再任	100% (14回/14回)
2	なつはらこうへい 夏原行平	代表取締役副社長執行役員 COO 管理本部長	<input type="checkbox"/> 再任	100% (14回/14回)
3	なつはらようへい 夏原陽平	取締役専務執行役員 営業統括本部長 兼営業戦略本部長	<input type="checkbox"/> 再任	100% (14回/14回)
4	こすぎしげき 小杉茂樹	取締役専務執行役員 開発本部長	<input type="checkbox"/> 再任	100% (14回/14回)
5	ひらつかよしみち 平塚善道	取締役上席執行役員 店舗営業本部長	<input type="checkbox"/> 再任	100% (10回/10回)
6	うえやましんいち 上山信一	社外取締役	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	93% (13回/14回)
7	なめきようこ 行木陽子	社外取締役	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	100% (10回/10回)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
1	ひら まつ まさ し <b>平 松 正 嗣</b> (1957年11月19日生)	2010年 1月 当社入社 2010年 5月 当社常務取締役社長補佐 兼経営企画部管掌就任 2011年 2月 当社常務取締役経営企画本部長就任 2012年 2月 当社常務取締役店舗営業本部長就任 2013年 2月 当社常務取締役営業統括本部長就任 2015年 5月 当社専務取締役営業統括本部長就任 2017年 5月 当社代表取締役社長兼COO 兼営業統括本部長就任 2020年 5月 当社代表取締役社長執行役員 営業統括本部長就任 2024年 2月 当社代表取締役社長執行役員CEO就任 (現任)  (重要な兼職の状況) 日本流通産業株式会社                  代表取締役副社長	3,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、他社での多様な業務経験に加えて、当社取締役として経営企画本部長、店舗営業本部長、営業統括本部長を経て、2017年5月以来当社の代表取締役を務めるなど、経営企画・営業分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
2	なつ はら こう へい <b>夏 原 行 平</b> (1973年9月25日生)	2001年 9月 当社入社 2012年 5月 当社取締役 S M営業部長就任 2013年 2月 当社取締役店舗営業本部長 兼営業統括本部副本部長就任 2014年 5月 当社常務取締役店舗営業本部長 兼営業統括本部副本部長就任 2015年 5月 当社専務取締役店舗営業本部長 兼営業統括本部副本部長就任 2016年 2月 当社専務取締役経営企画本部長 兼社長室長就任 2017年 2月 当社専務取締役管理本部長 兼中国室長就任 2020年 5月 当社取締役専務執行役員 管理本部長兼中国室長就任 2022年 2月 当社取締役専務執行役員 管理本部長就任 2024年 2月 当社代表取締役副社長執行役員 C O O 管理本部長兼経営戦略本部長 2024年 3月 当社代表取締役副社長執行役員 C O O 管理本部長就任 (現任)  (重要な兼職の状況) 平和堂 (中国) 有限公司                    董      事      長 湖南平和物業発展有限公司            董      事      長 夏原商事合同会社                        代 表 社 員 株式会社ピース&グリーン              代表取締役社長	574,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、当社の取締役として S M営業部長、店舗営業本部長、経営企画本部長等を経て、管理本部長を務めるなど、営業・経営企画・管理分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	なつ はら よう へい <b>夏原陽平</b> (1975年2月18日生)	2002年 4月 当社入社 2012年 5月 当社取締役営業推進室長就任 2013年 2月 当社取締役営業推進室長 兼商品本部副本部長就任 2014年 2月 当社取締役営業推進室長 兼経営戦略室統括就任 2016年 2月 当社取締役営業統括本部副本部長 兼経営戦略室統括就任 2017年 2月 当社取締役商品本部長就任 2017年 5月 当社常務取締役商品本部長就任 2020年 5月 当社取締役常務執行役員 商品本部長就任 2021年 2月 当社取締役常務執行役員 営業統括副本部長兼商品本部長就任 2024年 2月 当社取締役専務執行役員 営業統括本部長兼営業戦略本部長就任 (現任)  (重要な兼職の状況) 平和観光開発株式会社 代表取締役社長	574,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、当社の取締役として営業推進室長、経営戦略室統括、営業統括本部副本部長兼商品本部長を務めるなど、営業・経営戦略・商品計画分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	こすぎ しげき 小杉 茂樹 (1959年3月8日生)	1981年 4月 当社入社 2013年 2月 当社 S C 事業部長 2016年 5月 当社執行役員 S C 事業部長 2019年 5月 当社取締役 S C 事業部長就任 2020年 5月 当社取締役上席執行役員 S C 事業部長就任 2020年 9月 当社取締役上席執行役員 開発本部長兼 S C 事業部長就任 2021年 2月 当社取締役常務執行役員 開発本部長兼 S C 事業部長就任 2022年 2月 当社取締役常務執行役員 開発本部長就任 2024年 2月 当社取締役専務執行役員 開発本部長就任 (現任)	5,300株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の商品計画・店舗営業分野の経験が豊富であり、さらに S C 事業部長を経て開発本部長を務めるなど、テナント開発・店舗開発分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
5	ひら つか よし みち 平塚 善道 (1965年10月7日生)	1988年 3月 当社入社 2015年 5月 当社 G M S 営業部長 2017年 2月 当社 S M 営業部長 2017年 5月 当社執行役員 S M 営業部長 2020年 2月 当社執行役員 滋賀第三営業部長兼 滋賀第三営業部第一グループマネージャー 2023年 2月 当社上席執行役員 店舗営業本部長 2023年 5月 当社取締役上席執行役員 店舗営業本部長就任 (現任)	2,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の G M S 営業部長、S M 営業部長、執行役員 滋賀第三営業部長を経て、上席執行役員 店舗営業本部長を務めるなど、店舗営業分野に関する豊富な経験と知見を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
6	う え や ま し ん い ち 上 山 信 一 (1957年10月6日生)	1980年 4月 運輸省 (現 国土交通省) 入省 1984年 7月 外務省 出向 1986年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 日本支社入社 1992年 7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 日本支社 パートナー就任 2000年 9月 米国 ジョージタウン大学 研究教授 2003年 9月 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特別研究教授 2007年 3月 慶應義塾大学総合政策学部 教授 2022年 5月 当社取締役就任 (現任) 2023年 4月 慶應義塾大学 名誉教授 (現任)  (重要な兼職の状況) 大学院大学至善館 特 命 教 授 株式会社麻生 社 外 監 査 役 株式会社マイスターエンジニアリング 社 外 取 締 役 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 顧 問 株式会社スターフライヤー 社 外 取 締 役 大阪府・大阪市 特 別 顧 問 愛知県 政 策 顧 問	0株
<b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b> 同氏は、行政機関および経営コンサルティングの経験を通じて多数の企業改革および自治体・国際機関の組織改革に携わってきた豊富な知識・経験を有しております。同氏の企業運営に関する豊富な知識と経験を、当社のグループ経営戦略、構造改革に関与・監督いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
7	なめ き よう こ 行木陽子 (1961年12月27日生)	<p>1985年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社  2009年 1月 同社エグゼクティブITスペシャリスト  2016年 4月 同社 技術理事  2020年 4月 中央大学商学部 特任教授 (現任)  2022年 6月 株式会社足利銀行 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)  2022年 6月 公益社団法人 日本工学アカデミー理事 (現任) (ジェンダー委員会 委員長)  2023年 5月 当社取締役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  中央大学商学部 特任教授  株式会社足利銀行 社外取締役  公益社団法人 日本工学アカデミー 理事</p>	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b>  同氏は、情報システム・デジタル分野およびダイバーシティに関する豊富な知識・経験を有しており、当社のデジタルトランスフォーメーションおよびダイバーシティの推進に関与・監督いただくことを期待しております。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 候補者平松正嗣氏は、日本流通産業㈱の代表取締役を兼務し、当社は同社より商品の仕入れをしております。  
2. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 上山信一氏および行木陽子氏は、社外取締役候補者であります。  
4. 上山信一氏の社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって2年となります。  
5. 行木陽子氏の社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって1年となります。  
6. 当社定款の規定に基づき、当社は上山信一氏および行木陽子氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。  
7. 当社は、上山信一氏および行木陽子氏を、株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏が再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。  
8. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険により填補することとしており、その被保険者のすべての保険料は当社が全額負担しております。すべての取締役候補者は取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2024年6月に更新される予定です。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	地位および担当	候補者 属性	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	もともち しんじ 本 持 真 二	取締役（常勤監査等委員）	再任	100% (14回/14回)	100% (14回/14回)
2	たかしま しろう 高 島 志 郎	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立	100% (14回/14回)	100% (14回/14回)
3	きむら けいこ 木 村 恵 子	—	新任 社外 独立	—	—



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	もともち しんじ 本持 真二 (1962年4月6日生)	1986年 3月 当社入社 2012年 2月 当社教育人事部長 2022年 2月 当社管理本部長付人権・人材担当部長 2022年 5月 当社取締役(常勤監査等委員)就任(現任)	5,500株
	<p><b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b>  同氏は、複数店舗の管理者を経て、教育人事部長として店舗営業および人事・人材開発について豊富な経験と知識を有しているため、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。</p>		
2	たかしま しろう 高島 志郎 (1972年7月21日生)	1999年 4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 1999年 4月 淀屋橋合同法律事務所 (現 弁護士法人淀屋橋・山上合同)入所(現任) 2013年 6月 司法試験考査委員(商法担当) 2020年 5月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)  (重要な兼職の状況) 弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 株式会社トーア紡コーポレーション 社外取締役 日本包装運輸株式会社 監査役	0株
	<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b>  同氏は、弁護士として企業法務および各種法律に関する豊富な経験と専門知識を有し、また国内有数の事業会社の社外取締役および社外監査役を兼任し、独立した立場からの助言および監査に関する経験を有しております。同氏は、社外取締役および監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、主に企業法務ならびに各種法律に関する的確な提言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	※ 木村恵子 (1964年12月23日生)	1994年 7月 公認会計士登録 (日本公認会計士協会) 1995年 6月 木村恵子公認会計士事務所開設 (現任) 1996年12月 不動産鑑定士登録 (大阪府不動産鑑定士協会) 2004年 5月 税理士登録 (近畿税理士会) 2017年 9月 株式会社みやこ不動産鑑定所設立 (現任)  (重要な兼職の状況) 木村恵子公認会計士事務所 公認会計士 株式会社みやこ不動産鑑定所 代表取締役	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 同氏は、財務、会計および税務にかかる豊富な経験と専門知識を有しております。同氏には、主に財務・会計にかかる客観的・専門的な視点に基づく提言と、独立した立場からの取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、新たに監査等委員である取締役候補者としていたしました。			

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高島志郎氏および木村恵子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社定款の規定に基づき、当社は高島志郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、木村恵子氏が選任された場合、同様の契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、高島志郎氏を、株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が再任され就任した場合には、独立役員としての届出を継続いたします。また、木村恵子氏が本総会において選任され就任した場合、当社は同氏を、独立役員として同取引所に届け出いたします。なお、高島志郎氏が所属する弁護士法人淀屋橋・山上合同と当社は顧問契約を締結しておりますが、その報酬の額は当該法人等の過去3事業年度の平均が1,000万円未満であり、同氏の独立性に何ら影響を与えるものではないと判断しております。
6. 高島志郎氏は、現に当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって高島志郎氏は4年であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、その被保険者のすべての保険料は当社が全額負担しております。すべての候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2024年6月に更新される予定です。

(ご参考) 第3号議案および第4号議案を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は次のとおりとなります。

氏名	地位	取締役の専門性 (スキル・マトリックス)							
		経営全般	営業 マーケ ティング	サプライ チェーン	情報 システム DX	財務 会計	人事 労務 ダイバーシティ	ガバナンス	サステナ ビリティ
平松 正嗣	代表取締役 社長執行役員 CEO	○	○				○	○	
夏原 行平	代表取締役 副社長執行役員 COO	○	○			○			○
夏原 陽平	取締役 専務執行役員	○	○	○					○
小杉 茂樹	取締役 専務執行役員		○	○					
平塚 善道	取締役 上席執行役員		○	○					
上山 信一	社外取締役	○						○	
行木 陽子	社外取締役				○		○		○
本持 真二	取締役 (常勤監査等委員)		○				○		
高島 志郎	社外取締役 (監査等委員)							○	
木村 恵子	社外取締役 (監査等委員)	○				○		○	

(注) 上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、下記候補者の選任は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
<p>やま かわ すずむ 山 川 晋 (1952年1月18日生)</p>	<p>1985年 3月 税理士登録(近畿税理士会草津支部所属) 1985年 5月 山川会計事務所開設 2003年 5月 税理士法人中央総研設立(現任) 2018年 5月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2019年 9月 株式会社中央総研設立(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 税理士法人中央総研 税 理 士 株式会社中央総研 会 理 長</p>	0株
<p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 同氏は、税理士法人・会社法人を設立し経営者としての経験を有し、また税理士として税務ならびに会計分野において豊富な経験と専門知識を有しております。同氏は、主に税務ならびに会計に関する的確な提言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたしました。</p>		

- (注) 1. 山川晋氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山川晋氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 山川晋氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 山川晋氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出いたします。
5. 山川晋氏は現に当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって6年であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、その被保険者のすべての保険料は当社が全額負担しております。山川晋氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。

## 第6号議案 監査等委員である取締役以外の取締役に対する株式報酬の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、2016年5月19日開催の第59回定時株主総会決議において、年額2億5千万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分を除く。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）の報酬と会社業績および当社の株式価値との連動性をより明確化することにより対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の内枠で、対象取締役に對して、後記のとおり、新たに業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

なお、現在の対象取締役は5名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

### 1. 本制度の概要

本制度は、当社の各事業年度開始日からその事業年度の末日までの期間（以下「評価期間」といいます。）中の業績の数値目標を取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度および対象取締役の役位等に応じて算定される数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を、対象取締役の報酬等として付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型譲渡制限付株式報酬制度であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付する制度です（ただし、株式交付前に対象取締役が当社の取締役会で定める地位を退任または退職した場合は、付与される当社の普通株式に譲渡制限を付しません。）。なお、本制度において採用する業績指標は、利益の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を取締役会において決定するものとします。

したがって、本制度は業績の数値目標の達成度等に応じて当社株式を交付するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対して当社株式を交付するか否かならびに交付する株式数の額は確定しておりません。

本議案に基づき、対象取締役に對して発行または処分される当社の普通株式の総数は年間2万5千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合には、分割比率ま

たは併合比率に応じて上限数を調整いたします。)、当社株式の総額は、上記の報酬枠で、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額5千万円以内といたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

本制度に基づく当社の普通株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込みまたは現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行または処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行または処分を受ける方法（なお、②の方法による場合の1株当たりの払込金額は、当該発行または処分の決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲で取締役会が決定した額といたします。）

## 2. 当社株式の付与の要件

本制度においては、評価期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、対象取締役（評価期間開始後に新たに就任した対象取締役を含みます。）に対して当社株式の付与を行います。

- ① 当社の取締役会において定める一定の非違行為等がなかったこと
- ② その他業績連動型譲渡制限付株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後（評価期間開始後に新たに就任した対象取締役については当該就任後）かつ当社株式の付与前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、対象取締役に対する当社株式の付与は行いません。

## 3. 譲渡制限等の概要

当社の普通株式の交付に当たっては、当社と各対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとしたし



ます。(ただし、評価期間終了後、株式交付前に対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職した場合は、本割当契約の締結は行いません。)

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。
- (2) 当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- (3) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

#### 4. 本制度に基づく報酬の支給が相当である理由

本制度に基づく報酬の支給は、①評価期間中における業績目標を設定し、かつ、当該目標への達成度等に応じて当社株式を付与することによって、中長期的な企業価値の持続的な向上に対するインセンティブを与えるものであること、および、②業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る株式総数の発行済株式総数に占める割合は、評価期間毎に、最大で約0.015%とその希釈化率は軽微であることから、相当なものであると判断しております。

また、当社は、2020年12月3日開催の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告（36ページ）に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合は、本議案に沿った形で当該方針を変更することを予定しております。

以上

# 事業報告

(2023年2月21日から  
2024年2月20日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2023年2月21日から2024年2月20日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類感染症」への移行したことに伴い社会経済活動の正常化が進んだことから、景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら、不安定な国際情勢、資源・エネルギーおよび原材料価格の高止まり、消費者物価の上昇などの不安から、消費者の生活防衛意識はこれまで以上に高まっており、依然として不透明な状況が続いております。

新型コロナウイルス感染症の位置づけ移行に伴う制限緩和を受けて、外出需要回復や客数増加、継続的な物価上昇による一品単価上昇により、営業収益は増加しました。また、光熱費の使用量削減の取り組みや燃料調整費が想定ほど上昇しなかったことに加え、広告宣伝費と人件費の効果的運用により、販売管理費を抑制することができ、増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は4,254億24百万円（前年同期比2.3%増）、営業利益は132億57百万円（前年同期比17.5%増）、経常利益は144億82百万円（前年同期比10.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は67億84百万円（前年同期比9.7%減）の結果となりました。

セグメント概況は次のとおりであります。

#### <小売事業>

グループ中核企業である「株式会社平和堂」は、食品の堅調な販売と外出需要の回復により旅行代理店収入およびテナント不動産賃貸収入が回復し、営業収益は増加しました。販売管理費について、人件費は生産性改善の取り組みの効果により一人当たりの賃金上昇と総労働時間縮小が実現できております。広告宣伝費・販売促進費は従来からの紙媒体から、スマートフォンアプリ活用などにより効率的な施策が打ち出せており、経常利益は増益となりました。2024年1月1日に発生した能登半島地震に伴う営業縮小による営業収益低下は軽微であったものの当該災害に起因する特別損失の計上額は、1,102百万円になりました。加えて、翌期以降にスクラップ&ビルドによる閉店が決定したことと遊休地の評価を見直したことで、特別損失を3,893百万円計上したため、当期純利益は減益となりました。



新規出店については、9月に自社にとっての新業態である小商圏戦略店舗として、フレンドスマートスマート茨木サニータウン店（大阪府茨木市 売場面積636㎡）を開設いたしました。11月にはDCMホールディングス株式会社が運営するホームセンター「DCM 元塩店」の1階にテナント出店でのスーパーマーケットとして、平和堂名古屋元塩店（愛知県名古屋市 売場面積1,280㎡）を開設しました。

既存店の活性化として、4月にはアル・プラザ草津（滋賀県草津市）、9月にはアル・プラザベル（福井県福井市）、10月にはフレンドスマート開発店（福井県福井市）とビバシティ平和堂（滋賀県彦根市）において売場の改装を実施し、商圏の特性に合わせた品揃えや売場展開の変更、大型テナントを導入する一方で、直営非食品売場面積の適正化を図りました。

京都府で総合小売業を展開する「株式会社エール」は、食品販売が好調に推移しましたが、翌期に完成する改装工事が一部先行開業したことによる一時費用の発生により増収減益となりました。

滋賀県でスーパーマーケットを展開する「株式会社丸善」は、前期に不採算店舗を閉店したことにより減収・黒字に転じました。

書籍販売やフィットネス事業とCD・DVDの販売レンタル業を展開する「株式会社ダイレクト・ショップ」は、不採算のレンタル事業縮小により減収・赤字幅の改善となりました。

中国湖南省で小売事業を展開する「平和堂（中国）有限公司」は、前期に閉店した東塘店と当期6月末に閉店した株洲店の営業縮小により減収となりましたが、不採算店舗の販売管理費が削減されたことで増益となりました。

以上の結果、小売事業の営業収益は4,026億36百万円（前年同期比2.0%増）、経常利益は131億64百万円（前年同期比2.9%増）となりました。

#### <小売周辺事業>

惣菜・米飯および生鮮品の製造加工を営む「株式会社ベストオーネ」は、平和堂単体の惣菜部門好調により増収となりましたが、新デリカセンター稼働による一時費用発生により減益となりました。

ビル管理事業を営む「株式会社ナショナルメンテナンス」は、施設保全業務が伸長し、不採算物件見直しの効果により増収増益となりました。

以上の結果、小売周辺事業の営業収益は64億69百万円（前年同期比0.7%増）、経常利益は11億5百万円（前年同期比5.2%増）となりました。

### <その他事業>

外食事業を展開する「株式会社ファイブスター」は、行動制限の解除により客数が増加し、生産性改善に努めたことで増収・黒字に転じました。

外食事業を展開する「株式会社シー・オー・エム」は、主力のフランチャイズ契約しているケンタッキーフライドチキンが堅調に推移したことで、人件費、広告宣伝費、光熱費が増加したものの増収増益となりました。

以上の結果、その他事業の営業収益は163億18百万円（前年同期比13.8%増）、経常利益は8億72百万円（前年同期比127.7%増）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

設備投資につきましては、新店および既存店舗の改装など196億74百万円（前年同期比32.9%増）を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

上記の設備投資の必要資金につきましては、自己資金および借入金にて対応いたしました。

## (4) 対処すべき課題

次期におきましては、物価の上昇や急激な為替変動などの懸念もあり、先行きについては依然として不透明な状況が続いており、当グループを取り巻く主要な事業環境の変化として以下の認識を持っています。

- ① マクロ経済の変化（人口減少・少子高齢化、コスト増、デジタル化/DX）
- ② お客様の変化（ライフスタイル・価値観の変化）
- ③ 競合の変化（同業および異業種間競合の激化、デジタルコマース）
- ④ サプライチェーンの変化（気候変動・国際情勢による調達面の不安定化、物流問題）

このような環境認識の下、次期は第5次中期経営計画の初年度として、グループの中核である小売事業の強化に資する3つの重点戦略を推進してまいります。

- ① 子育て世代ニーズ対応による顧客支持の獲得
  - ・ 日常使い商品の価格対応強化
  - ・ 生鮮品、プライベートブランド商品での差別化
  - ・ アプリを活用したコミュニケーション強化

- ② ドミナント戦略をベースとしたHOP経済圏の拡大
  - ・複数フォーマットによる重点エリアへの出店拡大
  - ・地域密着の取組みによる顧客基盤の盤石化
  - ・小型店舗、ネットスーパーなどの新規チャンネル拡大
- ③ 生産性改善を含むコスト構造改革の推進
  - ・生産性改善、業務プロセス見直しを通じた賃金の向上、働きがい向上と人件費コントロールの両立
  - ・物流改革の推進、仕様見直し等による各種コストの最適化

また、上記戦略を進める土台として、デジタル化/DX・ESG経営の推進に取り組んでまいります。デジタル化/DXにおいては、推進する一方で情報セキュリティ対策の強化により情報漏洩リスクの低減にも努めてまいります。ESG経営の推進においては、人手不足への対応を含めた人的資本の充実による経営基盤の強化や、サステナビリティ・ビジョンに基づく環境目標達成に向けた取り組みを進めてまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第64期 2020.2.21～ 2021.2.20	第65期 2021.2.21～ 2022.2.20	第66期 2022.2.21～ 2023.2.20	第67期 (当連結会計年度) 2023.2.21～ 2024.2.20
営業収益(百万円)	439,326	439,740	415,675	425,424
売上高(百万円)	412,239	412,154	381,474	390,491
経常利益(百万円)	15,053	16,952	13,069	14,482
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	9,724	10,647	7,516	6,784
1株当たり当期純利益(円)	185.41	203.00	143.31	129.37
1株当たり純資産額(円)	3,156.74	3,340.18	3,439.19	3,551.29
純資産(百万円)	167,616	177,332	182,297	188,266
総資産(百万円)	297,845	299,476	300,422	309,461

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除して、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式期末保有数を控除して算出しております。  
2. 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日) および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)の適用に伴い、記載されている第66期以降の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第64期 2020.2.21～ 2021.2.20	第65期 2021.2.21～ 2022.2.20	第66期 2022.2.21～ 2023.2.20	第67期 (当事業年度) 2023.2.21～ 2024.2.20
営業収益(百万円)	389,765	388,461	371,282	380,967
売上高(百万円)	367,796	366,520	343,379	351,782
経常利益(百万円)	15,071	15,179	12,311	12,324
当期純利益(百万円)	9,486	9,965	8,240	5,509
1株当たり当期純利益(円)	180.87	190.00	157.11	105.05
1株当たり純資産額(円)	2,828.93	2,977.15	3,089.72	3,165.75
純資産(百万円)	148,374	156,147	162,050	166,037
総資産(百万円)	269,204	269,920	274,876	282,007

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除して、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式期末保有数を控除して算出しております。  
2. 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日) および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)の適用に伴い、記載されている第66期以降の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エール	27百万円	100.0%	衣料品、日用雑貨品、食料品等の小売業
株式会社ファイブスター	50百万円	100.0%	ファミリーレストランCOCO'S、回転寿司店等の経営
株式会社ユーイング	50百万円	100.0%	アミューズメント、ボウリング場等の経営
株式会社シー・オー・エム	30百万円	100.0%	ケンタッキーフライドチキン等の販売
株式会社バストーネ	50百万円	100.0%	米飯、惣菜等の製造・加工および販売
株式会社ナショナルメンテナンス	20百万円	100.0%	総合ビル管理および警備保安業
株式会社ダイレクト・ショップ	100百万円	100.0%	書籍等販売、フィットネス事業およびCD・DVDレンタル業
加賀コミュニティプラザ株式会社	200百万円	66.5%	ショッピングセンターの運営管理および不動産賃貸
舞鶴流通産業株式会社	25百万円	100.0%	ショッピングセンターの運営管理および不動産賃貸
武生駅北パーキング株式会社	100百万円	80.0%	駐車場の経営
富山フューチャー開発株式会社	100百万円	66.8%	ショッピングセンターの運営管理および不動産賃貸
平和堂(中国)有限公司	25百万US\$	95.0%	衣料品、日用雑貨品、食料品等の小売業
湖南平和物業発展有限公司	10百万元	90.0% (90.0%)	不動産の開発・販売およびビルメンテナンス業
福井南部商業開発株式会社	200百万円	95.0%	ショッピングセンターの運営管理および不動産賃貸
株式会社ヤナゲン	50百万円	95.0%	不動産賃貸
株式会社丸善	100百万円	100.0%	食料品等の小売業

(注) ( ) は間接所有割合で内数であります。

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、当社および子会社17社で構成され、小売および小売周辺業務を主な事業内容とし、さらに外食事業等の事業活動を展開しております。

当社グループの事業に関わる位置づけおよび事業の種類別セグメントは次のとおりであります。

### 【小売事業】

総合スーパーを営む当社および子会社の(株)エール、平和堂（中国）有限公司、スーパーマーケットを営む(株)丸善、書籍等の販売、フィットネス事業およびCD・DVDのレンタル業を行う子会社の(株)ダイレクト・ショップがあります。なお、当社は(株)エールおよび(株)丸善に商品供給を行っており、(株)エールおよび(株)ダイレクト・ショップに建物等を賃貸しております。

### 【小売周辺事業】

主として当社の販売する米飯、惣菜等の製造と精肉、鮮魚の加工を行う子会社の(株)ベストエネ、ビル清掃業で主に当社の店舗清掃業務を行う子会社の(株)ナショナルメンテナンス、店舗の賃貸、商業基盤の施設の運営管理等を行う子会社の加賀コミュニティプラザ(株)、舞鶴流通産業(株)、福井南部商業開発(株)、富山フューチャー開発(株)および店舗駐車場の運営管理を行う子会社の武生駅北パーキング(株)があります。

### 【その他事業】

その他事業のうち外食事業については、郊外型レストランを営む子会社の(株)ファイブスターおよび(株)シー・オー・エム、当社の店舗内で主にアミューズメント、ボウリング場等を営む子会社の(株)ユーイングがあります。なお、当社は、上記3社に建物等を賃貸しております。また、不動産業を営む子会社の(株)ヤナゲン、不動産の開発、販売、ビルメンテナンスを行う子会社の湖南平和物業発展有限公司があります。その他、ショッピングセンター運営等の(株)ベルがあります。

## (8) 主要な営業所および工場

### ① 当 社

本 社 滋賀県彦根市西今町1番地  
 多賀流通センター 滋賀県犬上郡多賀町大字中川原字通田470-4  
 久御山流通センター 京都府久世郡久御山町東一口東島1  
 主要な店舗 156店舗

所在地	店 舗 名	店舗数
滋賀県	彦根銀座店、くさつ平和堂、平和堂石山、アル・プラザ水口、アル・プラザ彦根、アル・プラザ瀬田、愛知川店、坂本店、今津店、アル・プラザ八日市、アル・プラザ守山、アル・プラザ草津、ピバシティ平和堂、アル・プラザ長浜、アル・プラザ野洲、アル・プラザ栗東、アル・プラザ近江八幡、アル・プラザ堅田、他56店舗	74
京都府	平和堂100BAN店、アル・プラザ城陽、アル・プラザ亀岡、アル・プラザ宇治東、アル・プラザ京田辺、アル・プラザ木津、アル・プラザ醍醐、フレンドマート宇治店、フレンドマート長岡京店、フレンドマート・G宇治市役所前店、フレンドマート御蔵山店、フレンドマート梅津店、フレンドマート木津川店、フレンドマート伊勢田店、フレンドマート八幡一ノ坪店、フレンドマートMOMOテラス店、フレンドマート宇治菟道店、フレンドマート宇治田原店	18
大阪府	真砂店、アル・プラザ枚方、アル・プラザ香里園、アル・プラザ茨木、フレンドマート東寝屋川店、アル・プラザ高槻、フレンドマート高槻氷室店、フレンドマート岸辺店、フレンドマート彩都店、フレンドマートビバモール寝屋川店、フレンドマート西淀川千舟店、フレンドマート高槻川添店、フレンドマート枚方養父店、フレンドマート高槻美しが丘店、フレンドマート深江橋店、フレンドマートかみしんプラザ店、フレンドマートニトリモール枚方店、フレンドマートくずは店、フレンドマート健都店、フレンドマート交野店、フレンドマート豊中熊野店、フレンドマートスマート茨木サニータウン店	22
兵庫県	アル・プラザつかしん、アル・プラザあまがさき、フレンドマート尼崎水堂店	3
福井県	アル・プラザ敦賀、アル・プラザベル、アル・プラザアミ、アル・プラザ鯖江、アル・プラザ武生、フレンドマート開発店	6
石川県	アル・プラザ小松、アル・プラザ金沢、アル・プラザ鹿島、アル・プラザ加賀、アル・プラザ津幡、アルプラ フーズマーケット大河端、フレンドマート野々市店	7
富山県	アル・プラザ小杉、アル・プラザ富山	2
岐阜県	アル・プラザ鶴見、大野店、高富店、穂積店、ノースウエスト店、うぬま店、東海・日野店	7
愛知県	尾西店、牛野店、稲沢店、祖父江店、木曾川店、扶桑店、江南店、平和堂豊成店、平和堂長久手店、平和堂中小田井店、平和堂グリーンプラザ店、平和堂春日井宮町店、平和堂春日井庄名店、平和堂ピバモール名古屋南店、平和堂らばーと愛知東郷店、ピバホーム一宮店、平和堂名古屋元塩店	17

② 主要な子会社

会 社 名	本社所在地	店 舗
株 式 会 社 エ ー ル	京都府舞鶴市	エール東舞鶴店（京都府舞鶴市）他1店舗
株式会社ナショナルメンテナンス	滋賀県彦根市	
株 式 会 社 フ ァ イ ブ ス タ ー	滋賀県彦根市	ココス加賀店（石川県加賀市）他90店舗
株式会社ダイレクト・ショップ	滋賀県彦根市	平和書店ビバシティ彦根店 （滋賀県彦根市）他50店舗
株式会社シー・オー・エム	滋賀県彦根市	ケンタッキーフライドチキン近江八幡店 （滋賀県近江八幡市）他40店舗
加賀コミュニティプラザ株式会社	石川県加賀市	
富山フューチャー開発株式会社	富山県富山市	
武生駅北パーキング株式会社	福井県越前市	
舞鶴流通産業株式会社	京都府舞鶴市	
株 式 会 社 ベ ス ト ー ネ	滋賀県犬上郡	
株 式 会 社 ヤ ナ ゲ ン	岐阜県大垣市	
平和堂（中国）有限公司	中国湖南省長沙市	本店（湖南省長沙市）
株 式 会 社 丸 善	滋賀県犬上郡	彦根店（滋賀県彦根市）他5店舗



## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,783名	270名減	42.5歳	17.4年

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,483名	130名減	42.6歳	18.5年

- (注) 1. 従業員数の中には出向社員(56名)は含んでおりません。  
2. このほかパートタイマー(1日8時間換算期中平均)は、8,582名であります。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社 滋賀銀行	6,000
株式会社 三菱UFJ銀行	5,000
株式会社 三井住友銀行	5,000
株式会社 京都銀行	3,130
株式会社 関西みらい銀行	3,000

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 52,546,470株  
(自己株式98,338株を含む)  
(3) 株主数 15,104名  
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
夏 原 商 事 合 同 会 社	3,500	6.67
平 和 堂 共 栄 会	3,219	6.14
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,098	5.91
公 益 財 団 法 人 平 和 堂 財 団	3,000	5.72
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	2,500	4.77
株 式 会 社 ピ ー ス & グ リ ー ン	1,950	3.72
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,861	3.55
平 和 観 光 開 発 株 式 会 社	1,694	3.23
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	1,439	2.74
平 和 堂 社 員 持 株 会	1,055	2.01

（注） 持株比率は、自己株式98,338株を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等 (2024年2月20日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長執行役員CEO	平 松 正 嗣	日本流通産業株式会社代表取締役副社長
代表取締役副社長執行役員COO	夏 原 行 平	管理本部長兼経営戦略本部長 平和堂(中国)有限公司董事長 湖南平和物業發展有限公司董事長 夏原商事合同会社代表社員 株式会社ピース&グリーン代表取締役社長 平和堂企業年金基金理事長 平和堂健康保険組合理事長
取締役専務執行役員	夏 原 陽 平	営業統括本部長兼営業戦略本部長 平和観光開発株式会社代表取締役社長
取締役専務執行役員	小 杉 茂 樹	開発本部長
取締役上席執行役員	平 塚 善 道	店舗営業本部長
取 締 役	上 山 信 一	慶應義塾大学総合政策学部名誉教授 大学院大学至善館特命教授 株式会社麻生社外監査役 株式会社マイスターエンジニアリング社外取締役 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社顧問 株式会社スターフライヤー社外取締役 国土交通省政策評価会座長 大阪府・大阪市特別顧問 愛知県政策顧問
取 締 役	行 木 陽 子	中央大学商学部特任教授 株式会社足利銀行社外取締役 公益社団法人日本工学会アカデミー理事
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	本 持 真 二	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 川 晋	税理士法人中央総研税理士 株式会社中央総研会長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 島 志 郎	弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士 株式会社トーア紡コーポレーション社外取締役 日本包装運輸株式会社監査役

- (注) 1. 取締役福嶋繁氏は、2023年5月18日開催の第66回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 取締役行木陽子氏は、2023年5月18日開催の第66回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
3. 取締役(監査等委員)山川晋氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役上山信一氏、取締役行木陽子氏、取締役(監査等委員)山川晋氏および取締役(監査等委員)高島志郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 常勤の社内に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等へ出席することや、内部監査部門と密接に連携することにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、当社は常勤の監査等委員を選定しております。
6. 取締役上山信一氏、取締役行木陽子氏、取締役(監査等委員)山川晋氏および取締役(監査等委員)高島志郎氏は、株式会社東京証券取引所の規程に基づき届け出た独立役員であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約では会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険により填補することとしており、その被保険者のすべての保険料は当社が負担しております。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2020年12月3日の取締役会において、2022年2月期以降の制度について決議をいたしました。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、以下のとおりです。

#### 基本方針

当社の役員報酬制度は、以下の基本方針に基づいて設計、運用しております。

- ・地域に根差した社会的インフラとしての使命を追求し、会社全体の業績向上・成長を動機づける。
- ・株主や従業員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から透明性、公正性、合理性を備えている。
- ・報酬と業績を連動させることで継続的な成長を促進する。
- ・適正な金額水準と設計により優秀な人材を確保・維持する。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬体系は、各役位ごとの役割に応じて決定し、毎月定額支給する固定報酬および単年度における業績目標の結果に応じて支給額を決定し年1回支給する業績連動報酬で構成しています。

また、監査等委員である取締役の報酬体系は、監査の中立性と独立性を確保するため、固定報酬のみで構成しています。

- ② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定報酬は、代表権がある場合支給される代表権給、役位ごとに業務執行の役割に応じて支給される執行給および会社組織を監督する役割に対して支給される監督給で構成され、各役位ごとの役割に応じて固定報酬額12分の1を月額固定報酬として支給します。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）において業務執行を行わない取締役（社外取締役を含む）の報酬は、監督給のみ固定報酬とし、月額固定報酬として支給します。

監査等委員である取締役の報酬は、各監査等委員である取締役の役職・職責に応じて監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

- ③ 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、事業年度ごとの目標値から「業績連動報酬の構成要素」および「公表値に対する業績別支給率」に基づき算出された額を毎年一定の時期に賞与として支給します。なお、「業績連動報酬の構成要素」に記載されている個人業績とは、対象の取締役が会社方針に基づき設定した重点取り組みに対して、取締役会においてなされる進捗報告等を加味したうえで、代表取締役社長執行役員が作成した原案を、独立社外取締役が過半数を占める任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を踏まえて取締役会で決議いたしております。

#### 業績連動報酬の構成要素

役位	(1)連結業績		(2)単体業績		
	親会社株主に 帰属する 当期純利益	営業収益	経常利益	営業収益	個人業績
取締役 会長執行役員	60%	40%	—	—	—
取締役 社長執行役員					
取締役 副社長執行役員					
取締役 専務執行役員	30%	20%	20%	20%	10%
取締役 常務執行役員	25%	15%	営業利益		20%
取締役 上席執行役員	20%	10%	20%		30%

公表値に対する業績別支給率

達成率 支給率	100%支給	75%支給	50%支給	25%支給	0%支給
利益の指標	100%以上	90%以上 100%未満	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	70%未満
収益の指標	100%以上	97%以上 100%未満	93%以上 97%未満	90%以上 93%未満	90%未満
個人業績の指標	A評価	B+評価	B評価	B-評価	C評価

2024年2月期実績

(百万円)

	連 結		単 体		
	親会社株主に帰属 する当期純利益	営業収益	経常利益	営業収益	営業利益
公表値	4,600	420,000	7,200	376,000	5,800
実績	6,784	425,424	12,324	380,967	10,965

(注) 公表値は、期初(2023年4月4日)の数値を採用しております。

④ 固定報酬、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬水準は、東京証券取引所プライム市場上場企業である同業他社の水準レンジの中位をベンチマークとし、事業形態および世間水準に変動があった時は、取締役会決議によりその都度水準を見直します。なお、固定報酬および業績連動報酬の構成割合は、常務執行役員以上は7：3、上席執行役員は8：2、業務を行わない取締役（社外取締役を含む）は固定報酬のみで構成していません。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の固定報酬および業績連動報酬について、代表取締役社長執行役員が、設計した制度に沿って作成した原案を任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を踏まえて取締役会で決議をしており、取締役会としては当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	155百万円 （10百万円）	115百万円 （10百万円）	39百万円 （ - ）	8名 （2名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	24百万円 （12百万円）	24百万円 （12百万円）	-	3名 （2名）

- （注） 1. 上記の人数および報酬等の総額には、2023年5月18日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年5月19日開催の第59回定時株主総会において、年額2億5千万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分を除く）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年5月19日開催の第59回定時株主総会において、年額4千万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。
4. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。



## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

- ア 社外取締役 上山信一氏は、慶應義塾大学総合政策学部の名誉教授であり、大学院大学至善館の特命教授、株式会社麻生の社外監査役、株式会社マイスターエンジニアリング、株式会社スターフライヤーの社外取締役およびアドバンテッジアドバイザーズ株式会社の顧問であります。同氏の各兼職先と当社は取引関係がありません。
- イ 社外取締役 行木陽子氏は、中央大学商学部の特任教授であり、株式会社足利銀行の社外取締役、公益社団法人日本工学アカデミー理事であります。同氏の各兼職先と当社は取引関係がありません。
- ウ 社外取締役（監査等委員）山川晋氏は、税理士法人中央総研の税理士であり、株式会社中央総研の会長であります。同氏の各兼職先と当社は取引関係がありません。
- エ 社外取締役（監査等委員）高島志郎氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の弁護士であり、株式会社トーア紡コーポレーションの社外取締役、日本包装運輸株式会社の監査役であります。当社は弁護士法人淀屋橋・山上合同と法律に関する顧問契約を締結しておりますが、その他の会社とは取引関係がありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

- ア 社外取締役 上山信一氏は、当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席して、大学教授として専門分野である経営戦略・企業運営に関する知識と経験を活かし、取締役会において経営全般への積極的な発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、次期取締役候補者の選定および役員報酬等に関して、決定プロセスの透明性や妥当性の判断に重要な役割を果たしております。
- イ 社外取締役 行木陽子氏は、当事業年度開催の取締役会10回中すべてに出席して、情報システム・デジタル分野およびダイバーシティに関する豊富な知識・経験を有しており、当社のデジタルトランスフォーメーションおよびダイバーシティの推進への積極的な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ウ 社外取締役（監査等委員）山川晋氏は、当事業年度開催の取締役会14回中すべてに出席、監査等委員会14回中すべてに出席して税理士として専門分野である税務・会計に関する知識と経験を活かし、取締役会において経営全般への積極的な発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、次期取締役候補者の選定および役員報酬等に関して、決定プロセスの透明性や妥当性の判断に重要な役割を果たしております。
- エ 社外取締役（監査等委員）高島志郎氏は、当事業年度開催の取締役会14回中すべてに出席、監査等委員会14回中すべてに出席して弁護士としての専門分野である企業法務および各種法律に関する知識と経験を活かし、取締役会において経営全般への積極的な発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、次期取締役候補者の選定および役員報酬等に関して、決定プロセスの透明性や妥当性の判断に重要な役割を果たしております。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人PwC京都監査法人は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人と合併し、同日付でPwC Japan有限責任監査法人に名称変更しております。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬           | 44百万円 |
| ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 45百万円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、「当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額」に金融商品取引法監査の監査報酬等を含めております。
3. 当社の子会社平和堂（中国）有限公司の計算関係書類の監査は、湖南恒生会計師事務所有限公司が行っております。

### (3) 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の基本方針につきましては、以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

#### ① 取締役会の開催

取締役は、法令および定款等を遵守するほか、取締役会を原則として毎月開催しております。

#### ② 当社のコンプライアンス体制

当社は、法令遵守と企業倫理確立のための制度として、社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置しております。また、「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布し、高い倫理観をもって業務を遂行しております。さらに、現場の生の声を迅速に取り入れる制度として「平和堂クリーンライン」を設置しております。

#### ③ 当社のサステナビリティ推進体制

当社は、社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、配下に「環境セクター」(EMS推進部会、プラスチック対策部会、食品ロス対策部会、エネルギー対策部会)、「地域活性化セクター」(地域健康部会、地域活性化部会)、「DEIセクター」(ノーマライゼーション推進部会、ダイバーシティ推進部会)、「商品調達セクター」(商品調達部会)の4セクターからなる各部会を設け、「地域の健康」の実現、廃棄物の削減と資源循環、脱炭素社会の実現、安全・安心で持続可能な商品の調達、多用人材の活躍を5つの重要課題としてそれぞれ取り組んでおります。

#### ④ 内部統制委員会の設置

当社は、法令遵守に関して、「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について情報収集や対策を立案し、代表取締役に報告、指示を受ける社内体制をとっております。「個人情報保護法」の遵守や「独占禁止法」に関する納入業者との公正な取引を遵守するための窓口として事務局を設置しております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 当社は、取締役の職務の執行を記録するため、「重要文書保管取扱規程」、「取締役会規則」および「稟議規程」に従い、取締役会議事録や稟議書類を適切に保存・管理しております。

② 当社は、「経営会議規則」により、議事の経過や決議事項につき、経営会議議事録により、適切に保存・管理しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の重要な投資案件については、経営会議で十分な審議をしたうえで、取締役会において監査等委員の意見も勘案して決定しております。
- ② 当社に発生した火災・地震・その他の危機管理体制については、「防災マニュアル」をはじめ、「地震マニュアル」等により予防体制および発生時の対応についてのルールを徹底しており、緊急時には、「危機管理連絡網」により即座に経営トップをはじめ関係部室店長に情報の伝達・指示・報告がとれる体制をとっております。さらに、必要とあれば「内部統制委員会」を招集し、当社としての対応がただちに実施・公表できる体制をとっております。
- ③ 当社は、店舗において発生する事件・事故に素早く対応するため、社内ネットワークを利用した「事件・事故報告」により迅速な解決ができる体制をとっております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務を効率的に実行するための「組織ならびに業務分掌規則」および「職務権限規則」を定めており、また、経営会議を原則月3～4回開催し、取締役会付議議案を事前に経営会議に上程し内容を議論する等、十分な検討の機会を設けております。なお、経営会議には監査等委員も出席しており、意見陳述を受けております。
- ② 販売面に関しては、営業会議等を毎週実施し、週次単位で損益計画や販売計画を見直し、修正実施しております。  
また、お客様の声を営業に反映させるための「お客様サービス室」や、販売商品の品質を管理するための「品質管理室」を設置しております。

#### **(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- ① 当社は、原則として毎年組織変更および定期人事異動を実施しており、社会情勢や顧客の変化に柔軟に対応できる組織により、役職者を含む従業員等との風通しのよい体制をとっております。
- ② 当社は、毎年2回幹部社員全員を集めて、経営方針を周知徹底するための社員集会を実施しており、グループ会社を含む全従業員が一丸となって、目標達成にまい進しております。
- ③ 当社は、「稟議規程」を整備し、素早い意思決定が組織的にできる体制をとっております。
- ④ 当社は、コンプライアンスの維持やリスク管理、ノーマライゼーション、セクシャル・ハラスメント、接客教育の「しつけ、身だしなみ」などを周知徹底するため、従業員に項目別に重要ポイントをまとめた手帳タイプの「平和堂マニュアル」を配布しております。
- ⑤ 当社は、内部通報制度の一つとして、社内通報窓口として「平和堂クリーンライン」を設置し、社外通報窓口として「顧問弁護士事務所」を活用しております。  
また、人権問題等の相談窓口として、「人権ホットライン」を設置しております。
- ⑥ 当社は、「監査室」を設置しており、従業員等の社内諸規則・規程等の遵守を徹底するための内部監査体制をとっております。

#### **(6) 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、グループ会社の責任者と原則として年2回、経営方針や損益予算計画、決算、組織変更等重要案件に関する会議を実施しております。
- ② 当社は、グループ会社と四半期に1回の定例会議を開催し、経営全般に関して相互に業務の執行状況等の確認・意見交換等を実施しております。
- ③ 当社は、グループ会社から毎月1回、業績の報告を受けており、グループ会社ごとの評価等を実施しております。
- ④ 当社は、グループ会社に対し、定期的に内部監査を実施しております。
- ⑤ 当社は、「グループ会社管理規程」を定めており、取締役会や稟議書などのルール等、グループ会社として統一的な行動・決定および議事録等の記録保管ができる体制をとっております。

**(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査等委員会から求めのあった場合、専任の担当者を配置し、かつ専任者の評価および異動等においても、独立性を確保する体制といたします。

**(8) 取締役および使用人が、監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制、およびその他監査等委員の監査が、実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、監査等委員と意見交換等を行う場として、「経営会議」等への参加を求めており、積極的な意見を受けております。  
また、監査室の「監査報告書」を監査等委員に回覧し、意見および要望を受けております。
- ② 当社は、パソコンによる社内ネットワークを利用した取締役および部室長の「業務報告」等を、監査等委員が閲覧できる仕組みをとっております。
- ③ 当社は、代表取締役と監査等委員の定期的な会合を実施しております。
- ④ 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還について、所定の手続きにより支弁しております。
- ⑤ 当社は、当社監査等委員に報告をした役員、従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止しております。

**(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、社長を委員長とする「内部統制委員会」を中心に、財務報告の信頼性を確保する内部統制の整備と評価に関する基本方針および計画を策定し、社内規則・規程、業務マニュアルの見直し等の整備、運用を行っております。

また、財務報告に係る内部統制が有効に行われ、その仕組みが適正に機能していることを継続的に評価してまいります。

**(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況**

当社は、コンプライアンス・マニュアルに基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み関わりを一切持ちません。また、このような団体・個人から不当な要求を受けた場合には、警察等外部機関と連携し、関係部署が連携・協力して組織的に対応いたします。

## 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

### ① 内部統制システム全般

当社では、監査室による業務監査および内部監査を通して、当社および当社グループの内部統制システム全般の整備、運用状況の評価および改善を進めております。

### ② コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社は、「公益通報者保護規程」により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

### ③ リスク管理体制

当社は、内部統制委員会において各部室およびグループ各社のリスクについて内部監査室から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

### ④ 内部監査

監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

---

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。



# 連結貸借対照表

(2024年2月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>68,413</b>	<b>流動負債</b>	<b>89,287</b>
現金及び預金	33,051	支払手形及び買掛金	29,810
受取手形、売掛金及び契約資産	10,180	短期借入金	17,330
商品及び製品	19,124	未払金及び未払費用	11
原材料及び貯蔵品	200	未払法人税等	11,855
その他の引当金	5,917	未払消費税	2,303
	△60	預り金	694
<b>固定資産</b>	<b>241,047</b>	預商賞与引当金	4,031
<b>有形固定資産</b>	<b>200,786</b>	役員賞与引当金	52
建物及び構築物	90,613	返還損失引当金	1,937
土地	98,640	利息返還損失引当金	36
建設仮勘	1,416	閉店損害引当金	11,598
その他の	10,115	災害資産除の	7,674
<b>無形固定資産</b>	<b>10,046</b>	退職給付に係る負債	23
の借入れ	607	退職給付に係る負債	371
その他の	5,513	退職給付に係る負債	1,114
	3,925	退職給付に係る負債	81
<b>投資その他の資産</b>	<b>30,214</b>	退職給付に係る負債	360
投資有価証券	4,460	<b>固定負債</b>	<b>31,907</b>
長期貸付	520	長期借入金	10,825
敷金及び保証金	18,003	短期借入金	11
繰上り延税引当金	4,963	退職給付に係る負債	8,250
その他の引当金	2,621	退職給付に係る負債	8,127
	△355	退職給付に係る負債	59
		退職給付に係る負債	4,426
		退職給付に係る負債	206
		<b>負債合計</b>	<b>121,194</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>181,251</b>
		資本金	11,614
		資本剰余金	19,748
		利益剰余金	150,087
		自己株式	△198
		その他の包括利益累計額	<b>5,007</b>
		その他有価証券評価差額金	1,284
		為替換算調整勘定	3,424
		退職給付に係る調整累計額	298
		<b>非支配株主持分</b>	<b>2,008</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>188,266</b>
<b>資産合計</b>	<b>309,461</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>309,461</b>



# 連結損益計算書

(2023年2月21日から  
2024年2月20日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			425,424
高 入 入		390,491	
貸 業 収 取		16,337	
上 賃 原 価		18,595	
上 業 総 利 益			270,536
上 業 総 利 益			119,954
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			154,887
業 外 収 益 及 び 配 当 金			141,630
業 外 収 益 及 び 配 当 金			13,257
業 外 収 益 及 び 配 当 金			1,427
受 取 利 息 及 保 補 手 替 の 外 費 用 利 益		291	
受 取 利 息 及 保 補 手 替 の 外 費 用 利 益		78	
受 取 利 息 及 保 補 手 替 の 外 費 用 利 益		102	
受 取 利 息 及 保 補 手 替 の 外 費 用 利 益		578	
受 取 利 息 及 保 補 手 替 の 外 費 用 利 益		20	
受 取 利 息 及 保 補 手 替 の 外 費 用 利 益		356	
支 払 引 当 金 の 利 益			203
支 払 引 当 金 の 利 益		34	
支 払 引 当 金 の 利 益		2	
支 払 引 当 金 の 利 益		54	
支 払 引 当 金 の 利 益		75	
支 払 引 当 金 の 利 益		36	
特 別 利 益			14,482
資 産 除 去 債 務 戻 入 額 益 益 額 金 他		18	
資 産 除 去 債 務 戻 入 額 益 益 額 金 他		11	
資 産 除 去 債 務 戻 入 額 益 益 額 金 他		25	
資 産 除 去 債 務 戻 入 額 益 益 額 金 他		99	
資 産 除 去 債 務 戻 入 額 益 益 額 金 他		20	
資 産 除 去 債 務 戻 入 額 益 益 額 金 他		4	
特 別 損 失 除 却 損 入 額 失 失 額 他			4,133
固 閉 店 損 引 当 金 引 当 金 引 当 金 の 損 失		993	
固 閉 店 損 引 当 金 引 当 金 引 当 金 の 損 失		57	
固 閉 店 損 引 当 金 引 当 金 引 当 金 の 損 失		1,556	
固 閉 店 損 引 当 金 引 当 金 引 当 金 の 損 失		212	
固 閉 店 損 引 当 金 引 当 金 引 当 金 の 損 失		1,114	
固 閉 店 損 引 当 金 引 当 金 引 当 金 の 損 失		198	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			10,529
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額		4,111	
法 人 税 等 調 整 額		△441	
当 期 純 利 益			6,859
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			74
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			6,784

# 貸借対照表

(2024年2月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>55,869</b>	<b>流動負債</b>	<b>85,693</b>
現金及び預金	22,885	買掛金	28,246
売掛金	8,823	短期借入金	11,800
商貯蔵品	15,599	1年内返済予定の長期借入金	8,480
前払費用	29	未払金	3,396
短期貸付	519	未払費用	5,463
未収入金	4,228	未払法人税等	2,036
その他の引当金	3,223	未払消費税等	318
	1,594	未払事業所税	145
	△1,034	契約負債	8,880
<b>固定資産</b>	<b>226,138</b>	預り金	3,624
<b>有形固定資産</b>	<b>171,947</b>	賞与引当金	1,683
建物	68,770	役員賞与引当金	36
構築物	3,573	返還負債	7,639
機械及び装置	661	利息返還損失引当金	23
車両運搬具	1	閉店損失引当金	360
工具、器具及び備品	5,557	災害損失引当金	893
土地	91,982	その他	2,666
建物	34	<b>固定負債</b>	<b>30,276</b>
建設仮勘定	1,367	長期借入金	10,825
<b>無形固定資産</b>	<b>8,315</b>	受入敷金保証金	7,979
のれん	487	退職給付引当金	7,391
借入金	4,127	資産除却負債	4,062
ソフトウエア	3,455	その他	18
その他の引当	245	<b>負債合計</b>	<b>115,970</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>45,874</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	4,417	株主資本	164,754
関係会社株	2,144	資本金	11,614
長期貸付	2,766	資本剰余金	19,017
関係会社長期貸付	520	資本準備金	19,017
長期前払費用	6,777	利益剰余金	134,321
繰延税金資産	2,113	利益準備金	2,168
敷金及び保証金	4,495	その他利益剰余金	132,152
その他の引当	22,554	固定資産圧縮積立	799
	441	別途積立	122,350
	△355	繰越利益剰余金	9,003
		自己株式	△198
		評価・換算差額等	1,283
		その他有価証券評価差額金	1,283
<b>資産合計</b>	<b>282,007</b>	<b>純資産合計</b>	<b>166,037</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>282,007</b>

# 損益計算書

(2023年2月21日から  
2024年2月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		380,967
高収入	351,782	
貸業収入	14,852	
その他	14,333	
売上		257,534
上原価		94,247
総利益		123,433
一般管理費		112,468
営業外収益		10,965
配当	703	1,644
補助	82	
差	19	
手数料	588	
その他	250	
費用		285
利息	34	
償担	8	
繰入	54	
繰入	75	
繰入	112	
常利		12,324
証券	25	114
売却	80	
却入	7	
却入	1	
損失		3,893
却入	890	
繰入	37	
繰入	1,441	
援損	420	
繰入	209	
繰入	893	
繰入	0	
純利益		8,545
法人税、法人当	3,454	
引当	△418	3,035
前期純利益		5,509

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月3日

株式会社 平和堂  
取締役会 御中

### PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 源  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山下 大輔  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社平和堂の2023年2月21日から2024年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社平和堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年4月3日

株式会社 平和堂  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 源  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山下 大輔  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社平和堂の2023年2月21日から2024年2月20日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し



適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年2月21日から2024年2月20日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月4日

株式会社 平 和 堂 監査等委員会

常勤監査等委員 本 持 真 二 ㊞

監査等委員 山 川 晋 ㊞

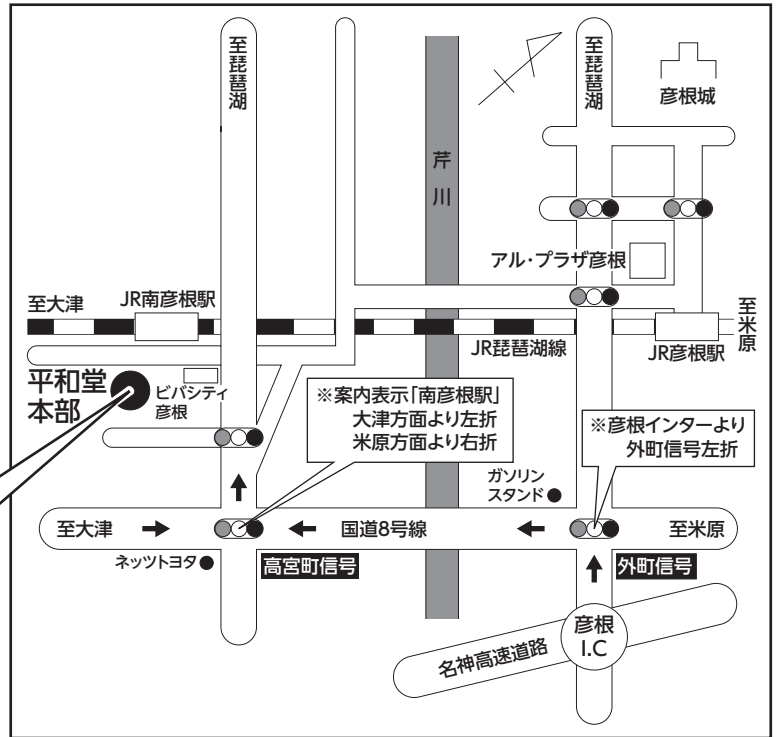
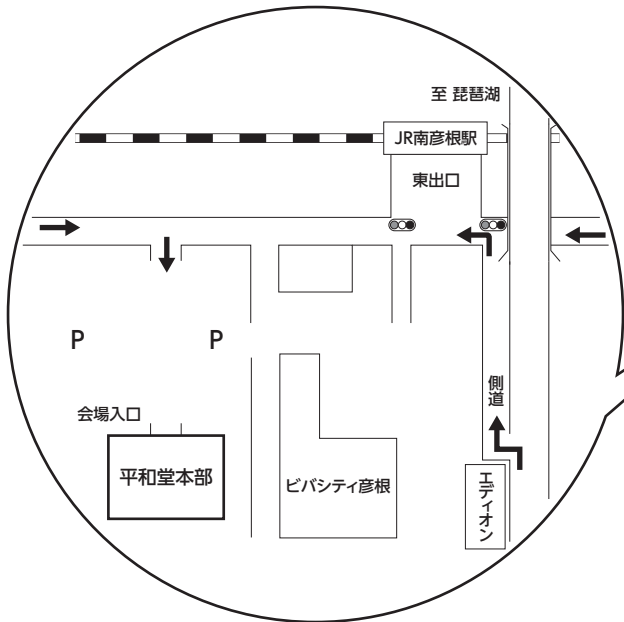
監査等委員 高 島 志 郎 ㊞

(注) 監査等委員 山川晋及び高島志郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注) 当社の会計監査人PwC京都監査法人は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人と合併し、同日付でPwC Japan有限責任監査法人に名称変更しております。

以 上

# 株主総会会場ご案内略図



(会場)

**平和堂本部**  
**3階 HATOCホール**  
**滋賀県彦根市西今町1番地**

- ◎彦根I.Cより車で約15分
- ◎JR南彦根駅 東出口より徒歩約6分

ご注意1:会場住所をカーナビゲーションに入力されると別の所在地を指し示す場合がございます。  
 その場合、「ピバシティ彦根」でご検索いただきますようお願い申し上げます。

ご注意2:JR南彦根駅は新快速電車は停車りません。  
 途中普通電車にお乗り換えください。

(お問い合わせ先)

**株式会社平和堂**  
 TEL:0749-41-0403

